

地震により被害を受けられた土地・家屋・償却資産について、被害の程度に応じて、固定資産税の減免を受けられる場合があります。

【対象】

平成 28 年度固定資産税（土地、家屋、償却資産）の課税対象資産のうち、本来の使用目的が著しく損なわれるような被害を受け、一定の被害基準を満たしたものが対象となります。

- ①土地 地盤の崩落、流失、大量の土砂の流入により、著しく隆起又は沈下した土地（単に亀裂が入っただけの土地は対象外）
- ②家屋 外壁の仕上げにひび割れのみ生じている棟瓦（ぐし瓦）のみが破損又は落下した程度の家屋及び塀、門扉、カーポートなどの「課税対象外の構造物及び家財」は対象外
- ③償却資産 将来にわたり使用不能と判断される資産

【申請方法】

「固定資産税減免申請書」に必要事項を記入のうえ、被災状況の分かる写真を添えて、提出ください。

※申請前に修理や取り壊しをする場合は、全体・細部の写真を必ず撮っておいてください。

※償却資産の場合は、減免申請書の他、罹災資産一覧と損害が確認できる写真を提出してください。

【内容】

- ・平成 28 年度の税額が減免されます。
- ・被害の程度が 2 割以上のものについて、程度に応じて、10 分の 4 から 10 分の 10 の税額が減免されます。
- ・被害の程度については、申請後に現地を確認いたします。
(※罹災証明の被害認定調査を行っている家屋は除きます。)

【固定資産税の納付】

減免申請しても減免の対象とならない場合や決定までに時間がかかる場合があります。減免決定通知などが送付されるまでの間は、通常どおり納付してください。後日減免が確定した場合は、納付書の差し替えや還付手続き等により減額します。

【必要書類】

減免申請書及び罹災証明書（コピー可）

【提出先】

- ・中央庁舎税務課固定資産税係
- ・砥用庁舎健康窓口課
- ・東部出張所

【問い合わせ先】

税務課固定資産税係

0964-46-2112（直通）